

福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定の件について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部改正に伴い、所要の改正をそれぞれ行いました。

○改正の概要(施行日:令和4年4月1日)

1 母子生活支援施設長の任用要件

- ・児童福祉司、社会福祉主事の資格を有する者について、「児童福祉事業」の従事経験のある者から、より明確な「相談援助業務」の期間が必要となります。

※経過措置として、省令施行時に施設長として勤務している場合、その後も引き続き施設長として勤務できる規定を設けています。

2 成人年齢の引き下げに伴う、懲戒権の濫用の禁止対象年齢

- ・民法の一部改正により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、児童福祉法における「児童等」を「児童」に改めます。

それにより、懲戒権の対象児童を満18歳の者に限定します。

※児童福祉法における児童は、満18歳未満の者です。

※現行の懲戒権は、民法により原則保護者のみに認められていますが、児童福祉施設の入所児童については施設長にも認められています。

3 福島市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備、及び運営に関する条例を定める条例への準用

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を準用しているため、併せて改正します。